

令和7年2月10日

甲斐市長 保坂 武 様

甲斐市総合計画審議会
会 長 波木井 昇



第3次甲斐市総合計画 前期基本計画及び総合戦略（案）について（答申）

令和6年12月11日付け甲斐経第640号において、本審議会に諮問のありました第3次甲斐市総合計画 前期基本計画及び総合戦略（案）について、次のとおり答申いたします。

答 申

本審議会では、甲斐市総合計画審議会条例第2条に基づき、「第3次甲斐市総合計画 前期基本計画及び総合戦略（案）」の諮問を受け、慎重に審議を行いました。

計画の策定にあたっては、甲斐市まちづくり基本条例で定める市民参加を推進するためのアンケート調査、市民ワークショップ、パブリックコメントが実施され、また、添付の本計画案は本審議会での意見を踏まえたものとなっており、本計画案を妥当なものとして認めます。

なお、計画推進にあたっては、各分野の関係者や市民の意見、提言を十分に尊重し、適切かつ効果的に施策を着実に遂行することを要望し、計画の実施にあたっては、次の点に配慮されるよう申し添えます。

- 1 緑豊かな自然環境や快適な住環境をはじめとする甲斐市ならではの強みや、関係人口の創出・拡大に向けて期待される新たな機会等を最大限生かし、様々な分野においてデジタルの力を活用しながら魅力的な個性あふれる地域づくりに努めてください。
- 2 本計画に基づく政策、施策を実施していくためには、行政と市民、団体、企業等が連携する必要があるため、本計画が市民等と共有できるように、様々な場面・媒体を活用して周知を図るよう努めてください。
- 3 政策、施策は1年ごとに成果指標等の評価を行い、適切に進捗管理するとともに、その内容を公表してください。また、評価は客観的かつ合理的な根拠を用いることとし、その結果により政策・施策の見直しと改善を行い、その成果を基に次期基本計画の策定に取り組んでください。